

質 疑 応 答 書

件名

仙台市立病院電力需給

質 問 事 項		回 答
1	【燃料費等調整額について】 燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での提案、契約締結は可能でしょうか。	各月の請求は燃料費等調整を含めることが必須です。
2	【請求関係について】 ①電気料金のお支払い方法は振込みのみの対応となっております。 振込手数料について、当社では請求処理の都合上、お客様負担として対応させていただいておりますが、ご了承いただけますでしょうか。	了承します。
3	②郵便物の配達遅延及び紛失への対策、改正電子帳簿保存法への対策、今般の社会情勢や環境配慮のためのペーパーレス化等を目的に、電気料金請求書等の帳票をWEBページでご確認いただく方法をご了承いただけますでしょうか。	条件によっては認める場合があります。詳細については落札後の協議により決定することとします。
4	③弊社は1施設1枚の請求書作成となり、分割請求は対応不可となっております。 なお、分割支払いに関しましては、事前に内訳をお知らせしていただくことで対応可能となります。ご了承いただけますか。[例：庁舎 ○○○円 業者A ○○○円 業者B ○○○円]	ご質問に該当する取扱いを行う予定はありません。
5	【契約電力について】 ①予備供給電力（常時供給電力と同量）は、予備電源・予備線のどちらになりますでしょうか。	予備電源です。
6	②自家発補給電力の契約があるとの認識でお間違えないでしょうか。 入札金額積算内訳書の自家発補給で電力（自家補A）の単価は未使用月の単価を入力するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 不使用月として入力ください。
7	【契約書第20条について】 仮に弊社が落札した場合、契約に定めのない事項につきましては、弊社の電気需給約款を適用させていただきたく存じます。つきましては、以下のとおり条文を修正いただくことは可能でしょうか。 この契約に定めのない事項については、受注者の電気需給約款によるものとし、この契約書の各条項に疑義を生じたときには、発注者及び受注者は誠意をもって協議し、その処理に当たるものとする。	契約書（案）の記載内容を変更することはできません。
8	契約書の他に、自家発補給電力契約の「基準の電力」の算定について、別途覚書を締結することは可能でしょうか。	協議の上、別途覚書を締結することは可能です。
9	電力需給契約書（案）第10条 について 契約期間中において、一般送配電事業者等の料金単価変更があった場合は、契約単価変更について協議のうえ変更することは可能でしょうか。	契約単価の変更については、電力需給契約書（案）第10条のとおりです。

10	電力需給契約書（案）第11条4項について 弊社では、延滞利息率を年10%としておりますが、協議（変更）することは可能でしょうか。	遅延利息については、電力需給契約書（案）第11条4項のとおりとします。
11	仮に割引料金を設定する場合、割引料金について契約書（明細書）に追記することは可能でしょうか。	可能です。
12	【契約時の燃料費等調整費に関して】 弊社が落札した場合は、「燃料費等調整を行わない（請求しない）契約」のみの対応となりますが、応札可能でしょうか。 （基本料金＋電力量料金＋再エネ賦課金のみ） なお、別途協議可能との回答且つ、その協議の結果燃調必須となった場合は、対応可能なプランが無い為、辞退させていただきますことをご了承ください。	各月の請求は燃料費等調整を含めることが必須です。
13	弊社の請求書は、社名と社印のみであり、代表者役職および代表者名、代表者印はございませんが問題ないでしょうか。	請求書は以下を確認できる必要があります。 ①請求者（住所、氏名（法人は法人名及び代表者の肩書・氏名）） ②請求先（仙台市立病院事業管理者） ③請求の内容 ④請求金額 ⑤請求年月日 ⑥振込先の指定
14	現在の、予備線・予備電源の契約有無についてお教えください。 また、契約がある場合には、今回の入札額に含める必要はございますか。	現契約は予備電力の契約があります。（予備電源1,650kw） 本契約については仕様書2.（2）アに記載のとおりです。
15	弊社は1供給地点ごとに請求書を1部発行しておりますが、本件では、供給地点内でさらに分割した請求書発行の対応は生じますか。	ご質問に該当する取扱いを行う予定はありません。
16	本件では分割入金の希望はございますか。ある場合は、入金内訳について事前に弊社までお知らせいただくことは可能でしょうか。 （例：自動販売機の運営にかかる電気料金については自動販売機を設置・運営している業者が支払う場合など）	ご質問に該当する取扱いを行う予定はありません。
17	弊社では、計量結果の報告（通知書）に関して、請求書記載のご利用内訳をもって代えております。 したがって、検針結果等の通知書を請求書発行前に別途発行等の個別対応は行っておりませんが、問題ございませんでしょうか。	問題ございませんが、当院が必要とする使用量の内訳等について、検針後、概ね7営業日以内に当院担当者が確認できるようにして下さい。 詳細については落札後の協議により決定することとします。
18	弊社供給条件ではお支払期日は「支払い義務発生日の翌日から起算して30日以内」と定めております。支払義務発生日とは、弊社が定例検針日を考慮してあらかじめ定めた日となります。 ご了承いただけますでしょうか。 また、弊社落札の際、契約書（案）においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。	契約書（案）第11条第3項のとおり、電気料金は請求を受けた日から30日以内に支払います。 そのため、検針日や貴社において設定された支払義務発生日を起算日とするお取扱いはできかねます。 また、契約書（案）の条文を変更することはできません。

19	遅延利息について弊社の供給条件では、「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と記載されております。ご了承いただけますでしょうか。 また、弊社落札の際、契約書（案）においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。	契約書（案）第11条第4項において発注者の支払い遅延が発生した場合、受注者は延滞利息を請求することができるが規定されております。また、契約書（案）の条文を変更することはできません。
20	消費税または、一般送配電事業者が託送料金の改定に伴う値上げ、値下げを行った際に、その改定分の契約単価変更を行いますでしょうか。	契約後の変更については契約書(案)の第10条のとおりです。
21	仕様書および契約書（案）に定めのない事項については、弊社供給条件および料金表によるものとなります。ご了承いただけますでしょうか。 また、弊社落札の際、契約書（案）においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。 仕様書につきましても、契約書（案）に合綴する場合は同様に變更いただくことは可能でしょうか。	契約書（案）および仕様書の記載内容を変更することはできません。 また、契約書（案）第20条のとおり、仕様書および契約書(案)に定めのない事項等については、契約締結後に必要に応じて協議するものとします。
22	入札説明書10（15）に「入札書及び委任状は、ペン又はボールペンを使用すること。」と記載がございますが、手書きは必須となりますでしょうか。	印字したものでも問題ございません。
23	弊社では納付書（請求書）払い、もしくは口座振替（口座引き落とし）となります。 どちらに対応可能でしょうか。また、取引先銀行はどちらになりますでしょうか。	納付書（請求書）払いになります。また、出納取扱金融機関は七十七銀行です。
24	今回の入札に関しまして、落札金額等の公表は公報等で実施される予定でしょうか。 もし公表される場合には、弊社といたしましては「総額以外の詳細単価」につきましては公表をお控えいただきたく存じます。ご了承いただけますでしょうか。	落札の公告については、落札者決定の翌日から72日以内に落札の公告を行います。 入札経過については、担当課窓口で閲覧に供し、公開の範囲は、入札者名と入札金額（総額）です。 いずれにおいても、総額以外の詳細単価は公表しません。なお、当院からは連絡しません。
25	検針結果はweb上でご確認いただくことは可能でしょうか。	可能です。
26	計量日につきまして、「末日24時」とは「1日0時」と解釈しても差し支えないでしょうか。	問題ございません。
27	仕様書3（2）につきまして、既設設備の改造工事等が必要な場合の費用に関しましては、原則として一般送配電事業者にご負担いただくこととなっておりますので、弊社負担とはなりません。あらかじめご了承ください。	仕様書3.（2）に記載のとおりです。 なお、発注者側の都合で経費がかかる工事の予定はありませんが、発生した場合は別途協議により決定することとします。
28	仕様書3（3）につきまして、「受注者の発電設備等の事故などにより、当施設に支障をきたさないように無条件及び無停電で必要な電力を受け入れられる体制等の供給体制を必ず確保するとともに、電力供給不能になった場合においても、速やかな復旧が可能な体制を確保すること。」と記載がございますが、小売電気事業者として誠意をもって電気の安定供給に努めますが、事故発生等緊急の場合は一般送配電事業者が担うことになっております。 ご了承いただけますでしょうか。	了承します。

29	入札額の算定時において自家発補給電力は不使用とし、不使用時の基本料金のみ算出させていただいてもよろしいでしょうか。 その場合、不使用月として基本料金の30%で算定させていただきますが、よろしいでしょうか。	不使用月としていただいて問題ございません。なお、基本料金の何割にて算定するかは指定はありません。
30	上記12が対応可能な場合、入札金額積算内訳書につきましても上記の算定方法で作成する為、入力式編集可能のエクセルデータをいただくことは可能でしょうか。難しい場合、様式と算定方法は当社の様式（任意様式）でも構いませんか。	入札説明書「10 入札及び開札方法等（9）」に記載のとおりです。
31	入札金額積算内訳書の割引等に入力ができません。入力方法を教えていただけますでしょうか。	入札説明書「10 入札及び開札方法等（9）」に記載のとおりです。
32	入札金額積算内訳書について、季節別プランに対応できるよう様式を編集して使用することは可能でしょうか。可能な場合、編集の仕方を教えていただけますでしょうか。	割引料金等の設定のみ認めます。
33	弊社におきましては、請求書の発行は原則として1施設につき1通とさせていただいており、請求書の分割発行には対応いたしかねます。 なお、お支払いを分割される場合につきましては、事前に各支払者様ごとの内訳をご提示いただくことで対応可能でございます。 つきましては、上記運用についてご了承いただくことは可能でしょうか。[例：庁舎 ○,〇〇〇円、業者A ○,〇〇〇円、業者B ○,〇〇〇円]	ご質問に該当する取扱いを行う予定はありません。
34	当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が燃料費(等)調整の見直しを伴う料金見直しをした場合、割引率を変えずに同等の変更をお願いさせていただきますが、その際は協議いただけますか。	応札額の変更はできません。契約後の変更については電力需給契約書(案)の第10条のとおりです
35	「燃料費調整」は「燃料費等調整」（燃料費調整+市場価格調整）と読み換えてよろしいでしょうか。	問題ございません。
36	燃料費等調整に関しまして、お尋ねいたします。 弊社では、料金単価の変動をもたらす燃料費等調整の仕組みを導入していないため、燃料費等調整が必須の場合は入札に参加することができません。 弊社のような事業者が応札に参加することは可能でしょうか。 ※契約期間中に燃料市場等の高騰があった場合でも、弊社から値上げをお願いすることはございません。 また、政府による割引（激変緩和処置等）が発生した際には、適切な額を請求額に適応させていただいております。 燃料費等調整を行わないことで燃料市況や市場価格の変動リスクを抑えられるだけでなく、請求金額が安定(固定化)し、予算管理等にもお役立ていただけるものと考えております。	各月の請求は燃料費等調整を含めることが必須です。
37	施設の現在の電力供給会社 及び 現在の計量日を教えてください。	電力小売事業者は「仙台市公報号外（調達）第14号 令和8年6月12日発行」をご覧ください。現在の計量日は毎月1日です。

38	施設について、自動検針装置はついてますか。	自動検針装置が設置されています。
39	自動検針装置の設置がない施設につきまして設置予定はございますでしょうか。	上記38に記載のとおりです。
40	設置予定がある場合、事前協議等はすでに完了しておりますでしょうか。	上記38に記載のとおりです。
41	施設について、予備電力(予備線・予備電源)の契約はありますか。ある場合は契約電力(kw)、を教えてください。 例：予備線〇〇kw 予備電源〇〇kw	予備電力の契約があります。(予備電源1,650kw)
42	施設について、自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力(kw)、使用予定期間を教えてください。	自家発補給電力の契約電力は仕様書2.(2)ア)に記載のとおりです。 現時点で具体的な使用予定期間はありますが、設備の故障や点検時に自家発補給電力を使用する可能性があります。 定期点検の予定は以下のとおりとなります。 令和8年10月：6日間程度 令和8年11月：1日間程度 令和9年1月：16日間程度 令和9年5月：2日間程度 令和9年6月：2日間程度
43	自家発補給電力につきまして、【基本料金単価】使用月・不使用月【従量料金単価】点検時夏季・点検時その他季・点検時以外夏季・点検時以外その他季 すべての単価を入札時提出の内訳書に提示させていただくことは可能でしょうか。	可能です。
44	上記単価の提示が入札時に不可の場合、契約時に弊社にて単価を改めて提示させていただく認識でお間違いないでしょうか。	上記43に記載のとおりです。
45	契約書案に、【基本料金単価】使用月・不使用月【従量料金単価】点検時夏季・点検時その他季・点検時以外夏季・点検時以外その他季 すべての単価が明記されない状態になっておりますが、こちら実際の契約時には単価一覧を挟み込んでいただくことは可能でしょうか。	可能です。
46	自家発補給電力不使用月単価につきまして、使用月の20%、30%、50%等のご指定はありますでしょうか。	ありません。
47	内訳書に記載する自家発補給電力基本料金については使用月、不使用月どちらの記載になりますでしょうか。	不使用月として下さい。
48	今回の入札について融雪用電力の契約は含まれておりますでしょうか。	融雪用電力の契約は含まれておりません。
49	融雪設備等は設置されていますか。	設置されています。
50	入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。	入札説明書「10(9)ウ」に記載のとおりです。
51	入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか。(力率割引を考慮する)	仕様書2.(2)ウ)に記載のとおりですので、入札時は同箇所に記載の値で算定して下さい。
52	入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。	税込です。入札説明書「10(9)イ」に記載の通りです。

53	入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理につきましては下記の端数処理方法にて算出して問題ございませんでしょうか A：基本料金＝契約電力×単価×力率（小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持） B：電力量料金＝使用電力量×単価（小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持） C：燃料費等調整（燃料費調整単価＋市場価格調整単価）＝使用電力量×単価（小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持） D：再エネ賦課金＝使用電力量×単価（小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持） ※C・Dについては入札時に含む場合のみ E：月額合計＝各月A～D合算（小数点以下切捨て）	計算過程における端数処理方法の指定はありませんが、入札金額の積算にあたっては入札説明書と一緒に仙台市立病院ホームページに掲載しているエクセルデータ「入札金額積算内訳書」をご使用ください。また、契約は上記内訳書に記載された単価に基づきます。
54	税込総額→税抜総額にする際 円未満切上として処理して問題ございませんでしょうか。	入札金額は「税込総額」です。入札説明書「10(9)イ」に記載の通りです。
55	弊社では環境配慮の観点より、紙請求書については廃止となっております。電子請求書でのご対応は可能でしょうか。 また、電子請求書について協議可能でしょうか。	可能です。条件によっては認める場合があります。詳細については落札後の協議により決定することとします。
56	お客さまにはお客さま専用Webページにて電子請求書及びご使用量等検針結果をご確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。（Webからダウンロード）	問題ありません。
57	ダウンロード可能な電子請求書へは押印及び請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承いただけますでしょうか。 （ご了承いただけない場合は 【紙請求書による特別対応について】 の回答をお願いいたします。）	了承します。
58	【紙請求書による特別対応について】 請求担当・責任者の記載は致しかねており、押印のみ対応可能です。 ①押印必須の場合 押印した紙請求書を別途郵送対応いたします。その場合、請求書の到着が使用月に対し翌月の15日前後となります。 （長期連休時に20日頃になる可能性がございます） ご了承いただけますでしょうか。	上記57に記載のとおりです。
59	弊社の電子請求書は、原則、確定版請求書を翌月7営業日夕方より順次掲載致します。ご了承いただけますでしょうか。	当院が必要とする使用量の内訳等について、検針後、概ね7営業日以内に当院担当者が確認できるようにして下さい。 詳細については落札後の協議により決定することとします。
60	発行される請求書、契約締結する契約書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承いただけますでしょうか。	了承します。
61	請求書の支払い期限は請求書受領後30日以内に振込となります。（年度末でも同様）ご承諾いただけますでしょうか。	電力需給契約書(案)「第11条第3項」に記載のとおりです。

62	弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。（自動販売機・施設内の売店等）	ご質問に該当する取扱いを行う予定はありません。
63	燃料費調整単価について弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。ご了承いただけますでしょうか。	燃料費等調整額については、電力需給契約書(案)第9条のとおりです。
64	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記される形となりますが問題ありませんでしょうか。	問題ありません。
65	当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	応札額の変更はできません。契約後の変更については電力需給契約書(案)の第10条のとおりです。
66	契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか(500kW以上の協議制契約の場合) 併せて、契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となりますため、ご希望に添えない場合がございます。また、入札時の算定条件と異なることになるため、弊社からあわせて単価変更のご提示と協議をご依頼する場合がございます。ご了承ください。	契約電力の変更希望及び予定はありません。
67	契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性があります。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。	契約電力の超過が発生した場合は、落札後の協議により決定することとします。
68	契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設について、今現在の契約電力と直近1年間の最大需要電力の実績値をご教示願います。 例：契約電力：〇〇kW 最大需要電力実績：2026年1月〇〇kW	契約電力については仕様書2.（2）ア）に記載のとおりです。 最大需要電力については、昨年度分は仕様書別紙1に記載しております。また今年度中においても公告日時点では別紙1の最大需要電力以下となっています。
69	上記質問にて記載いただいている契約電力と仕様書に記載の契約電力に相違がある場合、仕様書の契約電力でのご契約が必須となりますでしょうか。	相違はありません。
70	電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。	提供可能です。
71	【30分値データ等をお持ちでなく提供ができない方】 落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出いただきますと広域機関から弊社へ貴施設30分値データを提供いただくことが可能となります。ご協力いただけますでしょうか。	上記70に記載のとおりです。

72	対象となる施設において、供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更、建築・増築など工事や設備工事（設置・撤去を含む）のご予定はありますでしょうか。	予定はありません。
73	契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議をおこなっていただくことをご了承いただけますでしょうか。	受電設備の工事の協議については可能な範囲で対応します。
74	開札結果について公開方法・範囲を教えてくださいませんか。 あるいは開札結果を開札日（あるいは翌日）に電話かメール等でご連絡は可能でしょうか。	落札の公告については、落札者決定の翌日から72日以内に落札の公告を行います。 入札経過については、担当課窓口で閲覧に供し、公開の範囲は、入札者名と入札金額（総額）です。 いずれにおいても、総額以外の詳細単価は公表しません。なお、当院からは連絡しません。
75	落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出は可能でしょうか。	内容によっては可能です。詳細については落札後の協議により決定することとします。
76	契約書締結までの10日と記載がありますが、こちらは両印のある契約書が双方に届くまでの期間になりますでしょうか。	入札説明書「16 契約書の作成」に記載のとおりです。
77	契約書案第20条 「この契約に定めのない事項～協議し、その処理に当たるものとする。」 とありますが、覚書等での取交しは可能でしょうか。	協議実施後、覚書等での取り交わしは可能です。
78	地方自治体第234条の3に基づく長期継続契約について地方自治法第234条の3は、普通地方公共団体が翌年度以降も継続して契約を締結できる「長期継続契約」を定めた規定となりますが、ご認識を合わせたく①～③についてそれぞれご回答いただけますでしょうか。 ①来年度は入札を実施しないということになりますでしょうか。 ②入札を実施し「不調」などで「次回事業者が決まらなかった場合」、 現事業者は契約を解除することはできますでしょうか。 ③②の解除に契約解除について契約締結から半年後など規則はございますでしょうか。	①②③今回の入札は令和9年9月30日までの電力需給契約を定めるものです。それ以降の電力需給の契約方法については現時点では未定です。